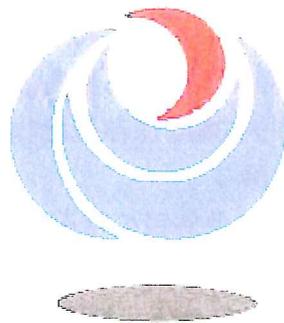


平成29年度
国土交通省税制改正概要
(抜粋)



国土交通省

平成28年12月

国土交通省

★: 全宅連で要望した項目

平成29年度国土交通省税制改正概要(主要項目の概要) (抜粋)

I. 成長力・国際競争力の強化

1. 不動産ストックのフロー化による投資促進

- ★ ①長期保有(10年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産(土地・建物、貨物鉄道車両等)を取得した場合に、譲渡資産の譲渡益の課税の繰延べ(原則80%、一部75%・70%)を認める措置の3年間延長(所得税・法人税)
※貨物鉄道車両については要件を一部見直し
- ②Jリート及びSPCが取得する不動産に係る流通税の特例措置の2年間延長等
 - ・登録免許税: 移転登記(本則2%→1.3%)
 - ・不動産取得税: 課税標準3/5控除、措置対象にヘルスケア施設及びその敷地の追加
- ③不動産特定共同事業において取得される不動産に係る流通税の特例措置の創設・拡充等
 - 1)特例事業者が取得する不動産に係る特例措置の2年間延長及び一部の要件の見直し
 - 2)小規模不動産特定共同事業(仮称)及び限定された投資家のみを事業参加者とする不動産特定共同事業において取得される不動産に係る特例措置の創設
 - ・登録免許税: 移転登記(本則2%→1.3%)、保存登記(本則0.4%→0.3%)
 - ・不動産取得税: 課税標準1/2控除
- ★ ④土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例措置(移転登記: 本則2%→1.5%、信託登記: 本則0.4%→0.3%)の2年間延長
- ★ ⑤土地等の譲渡益に対する追加課税制度の停止期限の3年間延長(所得税・法人税等)

2. 産業の国際競争力の強化・経済安全保障

- ①「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けた対外船舶運航事業者の日本船舶・準日本船舶による収入金額に係るみなし利益課税(トン数標準税制)について、準日本船舶の対象範囲の拡充(日本の船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶の追加)、歴史的な海運不況における日本船舶の確保の目標の柔軟化及び5年間延長(法人税・法人住民税等)
- ②国際コンテナ戦略港湾等及び国際バルク戦略港湾に係る固定資産税等の特例措置の延長
 - ・国際コンテナ戦略港湾等の港湾運営会社を取得した荷さばき施設等に係る固定資産税等の特例措置(課税標準10年間1/2等)の2年間延長
 - ・国際バルク戦略港湾において、企業間連携の促進に資する事業を行う者が取得した荷さばき施設等に係る固定資産税等の特例措置(課税標準10年間2/3)の2年間延長
- ③トラック、内航貨物船、その他機械装置等に係る中小企業投資促進税制(特別償却30%又は税額控除7%)について、2年間延長されるとともに、対象設備の拡充等については、新たに創設される中小企業経営強化税制で措置(法人税・所得税等)

3. 都市の競争力・魅力の向上

①都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域における特例措置の2年間延長



- 所得税・法人税:割増償却(緊急地域:5年間 30%、特定地域:5年間 50%)
- 登録免許税:建物の保存登記(本則 0.4%→緊急地域:0.35%、特定地域:0.2%)
- 不動産取得税:課税標準の特例(緊急地域:1/5、特定地域:1/2(いずれも一定範囲内において都道府県の条例で定める場合にはその割合)を課税標準から控除)
- 固定資産税等:課税標準の特例(課税標準を市町村の条例で定める割合(緊急地域:3/5、特定地域:1/2を参酌)に軽減、いずれも5年間)

②都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設等に係る固定資産税等の特例措置(課税標準5年間 2/3に軽減等)の2年間延長

③民間活力を活かした都市と緑・農が共生するまちづくりを推進するための所要の措置

- 1)生産緑地地区の要件緩和に伴う特例措置(固定資産税:農地評価及び農地課税、相続税:納税猶予制度の適用等)の拡充
- 2)民間主体が設置し、住民利用に供する市民公開緑地(仮称)の認定制度の創設に伴う固定資産税等の特例措置(3年間、課税標準について 2/3を参酌して市町村の条例で定める割合に軽減)を創設

II. 地域の活性化と豊かな暮らしの実現

1. 観光先進国の実現及び地方創生回廊の完備

①航空機燃料税について、次に掲げる軽減措置の3年間延長

- 本則 26,000 円/kl → 18,000 円/kl
- 沖縄路線 13,000 円/kl → 9,000 円/kl
- 離島路線 19,500 円/kl → 13,500 円/kl

②JR北海道、四国に係る二島特例(固定資産税等課税標準 1/2に軽減)、JR北海道、四国及び貨物に係る国鉄承継特例(固定資産税等課税標準 3/5に軽減)の5年間延長

③従来、外国で購入していた免税品について、到着時免税店において購入できるよう措置することにより、入国旅客の利便の向上等を図るための施策として、入国旅客が本邦国際空港への到着時に免税店において購入して輸入する物品を現行の携帯品免税制度の対象へ追加

④訪日外国人旅行者に対する酒蔵ツーリズムを振興し、もって日本産酒類の認知度向上を通じた輸出促進を図るため、輸出物品販売場の許可を受けた酒類製造場で販売する酒類について、消費税に加え酒税を免税とする特例措置を創設

2. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

- ★ ①長期優良住宅化リフォーム等の促進に向けた既存住宅リフォームの特例措置の拡充
 - 1)耐震改修・省エネ改修に加え、耐久性向上改修をリフォーム減税の対象とすることにより、長期優良住宅化リフォームに係る特例措置を創設
 - ・ 所得税の税額控除:投資型 最大 50 万円、ローン型 最大 62.5 万円
 - ・ 固定資産税の減額(工事翌年度分):2/3 減額
 - 2)省エネ改修に係る所得税の特例措置について、改修後の住宅全体の省エネ性能が確保される場合も対象に追加
- ★ ②買取再販事業者が既存住宅を買取りし、住宅性能の一定の質の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合の不動産取得税の特例(築年数に応じて一定額を減額)の2年間延長
- ③サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の2年間延長
 - ・ 不動産取得税:課税標準から 1,200 万円控除等
 - ・ 固定資産税:税額について5年間市町村が条例で定める割合(2/3 を参酌)を減額
- ★ ④住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の特例措置の3年間延長(保存登記:本則 0.4%→0.15%、移転登記:本則2%→0.3%、抵当権設定登記:本則 0.4%→0.1%)
- ★ ⑤優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の軽減税率の3年間延長(長期譲渡所得 2,000 万円以下の部分 所得税:本則 15%→10%、個人住民税:本則5%→4%等)

3. 半島地域・離島地域・奄美群島の振興

- ①半島、離島及び奄美群島における、市町村が作成する産業振興促進計画等に基づき取得される工業用機械等に係る割増償却制度(5年間、機械等:32%、建物等:48%)の2年間延長(所得税・法人税)

Ⅲ. クリーンで安全・安心な社会の実現

1. 環境にやさしく安全な自動車の開発・普及の促進

- ①車体課税については、平成 28 年度与党税制改正大綱等に沿って、以下のとおり見直しを行う。
 - ・ 自動車重量税のエコカー減税、自動車取得税のエコカー減税及び各種特例措置並びに自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例について、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化等を図る観点から見直した上で2年間延長する。
 - ・ 平成 30 年排出ガス規制の導入に伴い、必要な措置を講ずる。
- ②軽井沢スキーバス事故を受けた、安全性の高いバス車両の導入促進のための税制上の所要の措置(自動車重量税、自動車取得税)

2. 災害に強い国土・地域づくり等

- ①地下街等の浸水防止計画に基づき取得する浸水防止用設備に係る固定資産税の特例措置（5年間、課税標準を市町村の条例で定める割合（2/3 参酌）に軽減）について、3年間延長及び適用対象となる浸水想定区域を洪水に加え雨水出水（内水）及び高潮に係るものに拡充
- ②耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震改修を行った場合の固定資産税の減額措置（工事完了の翌年度から2年間 1/2 減額）の3年間延長
- ③首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税の特例措置（課税標準5年間 2/3 に軽減）の1年間延長
- ④熊本地震による被害等からの復旧及び今後の災害への対応の観点からの税制上の措置
 - ・ 住宅ローン減税の適用の特例
 - ・ 被災市街地復興土地区画整理事業等に係る土地等の譲渡所得の課税の特例
 - ・ 住宅取得等資金の贈与税の特例措置に係る居住要件の免除等
 - ・ 被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免税
 - ・ 建設工事の請負に関する契約書等の印紙税の非課税
 - ・ 被災自動車に係る自動車重量税の特例
 - ・ 被災代替家屋に係る固定資産税・都市計画税の特例など

3. 地球温暖化対策の推進等

- ①内航運送又は一般旅客定期航路事業の用に供される軽油又は重油、鉄道事業の用に供される軽油、国内定期航空運送事業の用に供される航空機燃料に係る地球温暖化対策税の還付措置を3年間延長
- ②船舶に係る特別償却及び買換特例の拡充・延長（法人税・所得税）
 - ・ 環境負荷低減に資する外航・内航船舶に係る特別償却制度（18%等）について、要件を一部見直した上、拡充及び2年間延長
 - ・ 環境負荷低減に資する外航・内航船舶に係る買換特例（圧縮記帳 80%）について、要件を一部見直した上、3年間延長
- ③港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換え等の場合の課税の特例措置（圧縮記帳 80%）について、要件を一部見直した上、3年間延長（所得税・法人税）
- ④低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る固定資産税の特例措置（課税標準5年間 2/3 等に軽減）について、要件を一部見直した上、2年間延長